

## 第 9 回大阪地方労働審議会港湾労働部会 議事録

1 日 時 平成 22 年 2 月 15 日(月) 15 時 00 分～17 時 00 分

2 場 所 中央大通 FN ビル 14 階 大阪労働局 会議室

3 出席者 公益委員 : 石田委員・坂西委員・谷岡委員・藤田委員・横見委員

労働者側委員 : 大野委員・佐藤委員・佐野委員・三宅委員

雇用主側委員 : 栗田委員・小林委員・中谷委員・広瀬委員・間口委員

専門委員 : (いずれも代理出席)

近畿運輸局海事振興部貨物・港運課 國府課長

大阪府港湾局 植村次長

大阪市港湾局経営管理部 佐古振興担当課長

大阪市港湾局港湾計画整備部

角谷スーパー中枢港湾担当課長

事務局等 : 大阪労働局職業安定部職業対策課

安永課長・長谷川課長補佐・東尾係長

林班長・堺事務官

大阪港労働公共職業安定所

佐伯所長・吉田課長

オブザーバー : 財団法人 港湾労働安定協会大阪支部 石田支部長

### 4 議 題

(1)大阪港の雇用秩序の維持について

(2)港湾労働者派遣制度の活用状況等について

(3)その他

・大阪港における船舶積卸し実績等について

・スーパー中枢港湾・夢洲コンテナターミナルについて

## 5 議 事 以下のとおり

( 長谷川補佐 )

定刻となりましたので、第 9 回大阪地方労働審議会港湾労働部会を開会いたします。

開会に先立ちまして、大阪労働局職業安定部職業対策課長の安永より、開会のご挨拶を申し上げます。

( 安永課長 )

大阪労働局職業安定部職業対策課長の安永でございます。第 9 回大阪地方労働審議会港湾労働部会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

各委員の皆様方におかれましては、平素より私ども大阪労働局の業務全般、とりわけ港湾労働行政の推進に、格別のご理解とご協力をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

また、本日は、業務ご多忙の中、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、最近の雇用失業情勢でございますが、平成 21 年 12 月の全国の完全失業率は 5.1% で、ほぼ横ばいの状況が続いております。また近畿における完全失業率は 5.8% で、4 か月連続の改善が見られましたが、全国と比較してまだ 0.7 ポイントも高く厳しい状況が続いております。

また、全国における平成 21 年 12 月の有効求人倍率は 0.46 倍、大阪においては 0.47 倍と、まだまだ厳しい状況ですが、緩やかな改善傾向にあるといった状況でございます。

本日、開催いたします部会の議事内容は、「大阪港の雇用秩序の維持について」、「港湾労働者派遣制度の活用状況等について」となっておりまして、「港湾労働者派遣制度の活用状況等について」は、財団法人港湾労働安定協会大阪支部長の石田様からご説明いただきます。

またその他いたしまして、「大阪港における船舶積卸し実績等について」、近畿運輸局國府課長様から、「スーパー中枢港湾・夢洲コンテナターミナルについて」、大阪市港湾局角谷課長様から後ほどご報告いただけることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

すでに委員の皆様もご承知のとおり、昨年 12 月に国際コンテナ戦略港湾検討委員会が国土交通省において設置され、今後国際競争力の強化に向けた議論がさらに進展し、大阪の港湾を取り巻く情勢も大きく変化していくものと思われます。

そのような中で、私ども大阪労働局は、前回の港湾労働部会で委員の皆様からもご意見をいただき、平成 21 年 4 月から適用されております「港湾雇用安定等計画」に基づきまして、港湾労働者の雇用秩序の確立と維持について、今後とも継続して取り組んで参る所存でございます。

そのためにも、本日の会議におきまして、委員の皆様から忌憚のないご意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からのご

挨拶とさせていただきます。

( 長谷川補佐 )

本日、ご出席いただいております委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

正面右手から公益代表委員の坂西委員でございます。

谷岡委員でございます。

石田委員でございます。

藤田委員でございます。

今回より新たにご就任いただいております、横見委員でございます。

次に労働者代表委員をご紹介します。

佐野委員でございます。

三宅委員でございます。

佐藤委員でございます。

大野委員でございます。

続いて、雇用主代表委員をご紹介します。

栗田委員でございます。

今回より新たにご就任いただいております、間口委員でございます。

同じく今回より新たにご就任いただいております、中谷委員でございます。

小林委員でございます。

広瀬委員でございます。

続いて、専門委員でございますが、今回よりご就任いただいております、村山 委員の代理として、近畿運輸局海事振興部貨物・港運課長 國府様にご出席いただいております。

中尾委員の代理として、大阪府港湾局次長 植村様に出席していただいております。

川本委員の代理として、2 名出席していただいております。 大阪市港湾局経営管理部振興担当課長 佐古様でございます。

計画整備部スーパー中枢港湾担当課長 角谷様でございます。

なお、労働者代表委員の後藤委員につきましては、本日所用のため、欠席となっております。

また、本日は、財団法人 港湾労働安定協会大阪支部長の石田様にオブザーバーとしてご出席いただいております。

なお、事務局職員につきましては、お手元の「出席者名簿」で、紹介に代えさせていただきます。

続きまして、定足数につきましてご報告させていただきます。

本日の委員の出席状況につきましては、公益代表委員 5 名、労働者代表委員 4 名、雇用主代表委員 5 名の計 14 名の委員のご出席をいただいておりますので、大阪地方労働審議会港湾労働部会運営規程及び地方労働審議会令第 8 条第 1 項の規程により、本部会が有効に

成立していることをご報告申し上げます。

また、大阪地方労働審議会港湾労働部会運営規程第 5 条により、本日の会議は議事録の開示を含めまして、原則全て公開となっており、大阪労働局のホームページに掲載することとしておりますので、併せてご報告申し上げます。

なお、ご発言につきましては、議事録作成の都合上、お手数ですがマイクを通していただくようお願いいたします。

本部会の部会長として長年にわたり議事運営を行っていただきました綿貫氏につきましては委員を退任されましたので、本部会開催にあたり新たに部会長を選任する必要があります。

事務局の方でご一任させていただいてもよろしいでしょうか。

それでは、この後の部会の議事運営につきましては、石田部会長をお願いいたします。

（ 石田部会長 ）

この度、部会長を拝命しました石田でございます。 港湾を取り巻く環境は変化をしてきており、今後さらに大きく変化することが予想され、それに伴いいろいろな問題が発生すると思われます。

こうした中、部会長として、港湾労働部会の円滑な議事運営に努めてまいりたいと思いますので、委員の皆様のご協力の程よろしくお願いします。

本日は、大阪港における港湾労働者の雇用の安定と福祉の増進という観点から、皆様より忌憚のないご意見を頂戴しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議事に先立ちまして、大阪地方労働審議会港湾労働部会運営規程第 6 条第 1 項の規定による議事録の署名人を指名させていただきます。

公益代表委員からは、私石田が、労働者代表委員からは、三宅委員に、雇用主代表委員からは、栗田委員に、それぞれお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事にはいりますが、本日の議題は「大阪港の雇用秩序の維持について」「港湾労働者派遣制度の活用状況等について」となっております。

二つの議題終了後は、近畿運輸局より「大阪港における船舶積卸し実績等について」、大阪市港湾局より「スーパー中枢港湾・夢洲コンテナターミナルについて」説明いただけることとなっております。

まず、「大阪港の雇用秩序の維持について」、事務局から説明させていただきます。

ご意見、ご質問等につきましては、後ほど時間を設けておりますので、よろしくお願いします。事務局より説明をお願いします。

（ 東尾係長 ）

大阪労働局職業安定部職業対策課の東尾でございます。

それでは「大阪港の雇用秩序の維持について」大阪労働局説明資料(1)と資料(2)によりご説明いたします。

説明資料(1)は、港湾雇用安定計画及び大阪港における取組状況を、説明資料(2)は、その詳細資料でございます。

合わせてご覧頂きますようお願いいたします。

説明資料(1)の港湾雇用安定等計画でございますが、現行の計画につきましては、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 カ年として策定され、今年度から適用されたところですが、この計画の策定にあたりまして、昨年の港湾労働部会の中で、ご意見をいただきました。

今年度は新計画の 1 年目にあたり、この計画における平成 21 年度の実績について、ご説明いたしますが、時間も限られておりますので、この内大阪港における「港湾労働者の雇用の動向に関する事項」及び「雇用秩序の維持」につきましてご説明いたします。

説明資料 1 の左側が今年度から適用されました計画でございますが、右側が平成 21 年度の実績における取組状況でございます。

3 ページの「2 港湾労働者の雇用の動向に関する事項」の「(1)港湾運送量の動向ですが、大阪港の船舶積卸量は、平成 18 年度、19 年度は前年度比で増加しておりましたが、20 年度は減少に転じております。

「(2)港湾労働者の雇用の動向」のイ「労働者数について」ですが、平成 22 年 1 月末時点の実績における常用港湾労働者数は、5,852 人となっており、前年同月の 5,899 人と比較しまして 0.8%程度減少しており、全体的に横ばい、もしくはわずかに減少傾向となっております。

説明資料 2 の資料 1 に港湾労働者数の推移を記載しており、各年度末、3 月 31 日現在の数字でございます。

右側の合計欄を見ていただきますと、平成 12 年度の 5,201 人を底に多少の増減はあり、横ばい傾向となっておりますが、最近 4 年間は増加傾向が続いており、20 年度末には 5,932 人となっております。

先ほど申し上げました 22 年 1 月末現在では 5,852 人ですので、10 か月間で 80 人減少しております。大阪港の船舶積卸量が減少に転じた影響によるものと考えられます。

次のページの資料 2 は 6 大港のデータでございます。平成 21 年 10 月末現在の数字ですが、上段の常用港湾労働者数は、東京港が 4,371 人、横浜港 7,243 人、名古屋港 5,532 人、神戸港 5,609 人、関門港 3,354 人となっており、大阪港は横浜港に次いで常用港湾労働者数が多い状況でございます。

続きまして、説明資料 1 の 3 ページのロの就労状況でございますが、大阪港における港湾労働者の平成 20 年度年間平均就労延べ数は、平成 19 年度に比べ 3.5%増の 106,812 人日となっております。その内、派遣も含めた常用港湾労働者の占める割合は 99.4%となっております。

詳細につきましては、説明資料 2 の資料 3 をご覧下さい。

上の表の大阪港港湾労働者就労状況表の中段あたり、網掛けの下ですが平成 20 年度、月平均の状況をご覧ください。

20 年度月平均就労延数 106,812 人日、そのうち常用労働者 106,152 人日、派遣 416 人日、日雇 244 人日で、その右側の網掛けの比率で見ますと常用が 99.4、派遣が 0.4、日雇が 0.2%となっております。

真ん中の表は、月別の就労日数の推移を平成 21 年、20 年、19 年度別に折れ線グラフにしておりますのでご覧いただければわかりますように、港湾労働者の就労日数は、月により波動性があることが窺えるところでございます。

ちなみに、ひとつ戻りまして、資料 2 の下の表は、平成 20 年度の 6 大港の就労状況でございます。

平成 20 年度の就労形態の比率は、(下段の右側ですが)常用 97.4、派遣 0.4、日雇 2.2 パーセントとなっております。日雇の割合は全国平均 2.2%と比べまして、大阪港は 0.2 パーセントと少ない状況となっております。

続きまして、説明資料 1 の 4 ページの二の港湾労働者の年齢構成でございますが、平成 21 年 3 月末現在で 30 歳未満が 1,116 人、30 歳以上 40 歳未満が 1,803 人、40 歳以上 50 歳未満が 1,322 人、50 歳以上が 1,691 人となっております。対前年比では、40 歳以上 50 歳未満で 11.8%の増となっておりますが、50 歳以上では、1.2%減少していることもあり、全体の平均年齢は 41 歳と、前年と変わっておりません。

詳細につきましては、説明資料 2 の資料 4 に職種別・年齢別のデータを入れておりますので参考にしてください。

次に、説明資料 1 の 6 ページをご覧ください。

(ホ)の雇用秩序の維持でございますが、港湾労働法遵守強化旬間を毎年 11 月 21 日～30 日に設定をしまして、港湾関係者の遵法意識の一層の高揚を図るとともに、各種の啓発事業を通じまして違法就労の防止に努めております。

具体的には、丸印のところに記載しております。

2 つ目の丸印の雇用管理研修ですが、6 月 23 日と 11 月 18 日に港湾労働安定協会主催で実施していただいているところですが、その中でお時間をいただきまして、港湾労働法遵守を中心に説明を行い、遵法意識の高揚を図っております。

大阪港安定所による事業所訪問指導延べ 228 社、パトロール 56 回、関係行政機関で実施しております合同立入検査を 6 月 25 日、9 月 29 日に行い、あと 1 回を 2 月に予定しております。

労働者代表、雇用主代表、関係行政機関からなる港湾雇用秩序連絡会議を 7 月 3 日、10 月 21 日に開催し、その委員による共同パトロールを 7 月 24 日、11 月 12 日、11 月 19 日に実施しております。

大阪港ワッペン委員会につきましては、9 月 15 日、12 月 2 日・25 日に大阪港安定所が出席しております。

詳細については、説明資料 2 の資料 5 をご覧下さい。

大阪港の安定所による平成 21 年度の事業所訪問及びパトロールの実施状況について表にしております。

訪問事業所数は 21 年 4 月から 22 年 1 月まで 228 社で、11 月は 129 社と突出しておりますが、港湾労働法遵守強化旬間の行事として実施しております。

パトロール回数につきましては 56 回、パトロールに対応する事業所数は 131 事業所、隻数は 80 隻となっております。

右側の港湾パトロールにおける指導状況ですが、ワッペン未貼付が 1 件、ヘルメット未着が 4 件となっております。

資料 6 には、平成 21 年度の港湾労働法遵守強化旬間行事の実施状況を付けております。実施項目といたしましては 5 点ございまして、横断幕等による周知・啓発、文書等による周知・啓発、陸上・海上キャンペーン、啓発会議、共同パトロールを実施してまいりました。詳細につきましては、記載の通りでございます。

資料の 7 は、大阪港におけます、平成 22 年 1 月末現在の派遣許可事業所状況でございます。

派遣許可事業所数 59 事業所 61 業務、派遣登録者につきましては 2,040 名となっております。

資料 8 は大阪港、堺泉北港における海運貨物取扱トン数の推移を昭和 41 年から記載しております。参考にご覧になってください。

私からは以上でございます。

( 石田部会長 )

ありがとうございました。

続きまして、「港湾労働者派遣制度の活用状況等について」港湾労働安定協会大阪支部の石田支部長より説明していただきます。

( 石田支部長 )

港湾労働安定協会の石田でございます。港湾労働者派遣事業について説明させていただきます。資料につきましては、お手元の財団法人港湾労働安定協会説明資料と冊子の平成 20 年度業務年報を用意させていただいております。

それでは、説明資料の平成 21 年度主要業務取扱状況で説明させていただきます。派遣事業の実績ですが表 1 の湾労働者派遣事業取扱状況をご覧ください。平成 19 年度、20 年度、21 年度の 1 月分までのあつ旋申込数、派遣数、派遣不調数を計上しております。

平成 21 年度状況について説明します。まず、表の左側のあつ旋申込数は、4 月 383 人、5 月 212 人、6 月 127 人、7 月 376 人、8 月 303 人、9 月 301 人、10 月 372 人、11 月 288 人、12 月 538 人、1 月 249 人と 1 月までの累計は、3,149 人となっております。この累計

を20年度の1月分までの累計と比較しますと、人数で4,212人減、率で57.2%減と前年度を大きく下回る状況となっております。次に、表の中側のあつ旋申込数に対する派遣成立数、派遣数については、4月が253人、5月154人、6月61人、7月273人、8月176人、9月206人、10月235人、11月193人、12月290人、1月161人と1月まで累計は2,002人となっております。内訳は、船内1,466人、沿岸460人、関連76人となっております。20年度と比較してみますと、トータルで2,697人減、率で57.4%減となっております。荷役作業別には、船内がマイナス63.8%、沿岸がマイナス13.0%、関連がマイナス38.2%となっております。

次に、派遣不調数でございますが、平成21年度1月までの累計をみますと9434人で20年度に比べ6,428人増、率で213.8%もの増という状況となっております。

次の表2は港湾労働者派遣日数別就労状況でございます。

表3は、21年度実施しました各種講習会等の開催状況を掲載しております。一つは派遣元責任者講習会、二つ目は雇用管理者研修会、あと港湾労働者派遣事業制度活用促進研修です。今年は雇用管理者研修会につきましては、講演のテーマとしまして「日常に生かせるメンタルヘルスについて」として実施したところでございます。

次の資料2でございますが、六大港支部別取扱状況でございます。表1が派遣許可事業所数と派遣対象労働者数となっております。下段の表2派遣業務取扱状況をご覧ください。左側のあつ旋申込数を見ますと21年度12月までの六大港の計が120,561人となっておりまして、20年度12月までが142,137人で差がマイナス21,576人、率で15.2%のマイナスとなっております。

また、右側の派遣数では、21年度12月までの六大港の計が14,160人となっておりまして、20年度12月までが22,976人で差がマイナス8,816人、率で38.4%のマイナスとなっております。

最後のページでございますが、船内荷役協会の協力をいただきまして、隻数、口数の状況を計上しております。21年度12月までの計で6,342隻、20年度が7,417隻であり、マイナスの状況となっております。口数につきましても、総数で7,569口、20年度が8,949口ということで15.4%の減少となっております。

以上、簡単ではございますが派遣制度の活用状況についての説明を終わらせていただきます。

( 石田部会長 )

ありがとうございました。

二つの議題につきまして、ご意見、ご質問などございましたらお願いします。

( 佐野委員 )

港湾労働部会は全国一律でこの時期に開催されているんですか。



というのは、港湾労働者の数とか就労状況とかで、数字が1月末現在とか、中途半端になりますよね。

（ 長谷川補佐 ）

各局年1回開催されているということは聞いておりますが、他の労働局で何月に開催したかは今情報がありませんし、何月に開催するか決まっているものではありません。

（ 佐野委員 ）

今後5月とか6月とか年度の早い時期に開催できないでしょうか。

（ 長谷川補佐 ）

今後局内で検討し、対応を考えてまいりたいと思います。

（ 佐野委員 ）

資料7の派遣事業所数ではしけの許可事業所が1となっているが、派遣労働者が0となっているのはどういうことでしょうか。

（ 栗田委員 ）

これは安定協会の資料を見てもらえばわかりますように、12年の開始時に5社許可されたわけですが、今は1社だけになっています。

当然1社だけでは派遣を行えませんからね。始めは対象労働者がいたが、それが途中で0になったということでしょう。ただ、許可を得るのは大変な手間がかかりますからね、そのまま置いてあるんでしょう。

（ 三宅委員 ）

派遣許可に倉庫が一件ありますが、どんなところでしょうか。

（ 栗田委員 ）

これは倉庫だけでなく沿岸の許可も持っているところです。

（ 佐藤委員 ）

資料5にあるように、1月末までにパトロール56回、ワッペン未貼付1件、ヘルメット未着4件というふうに報告していただきましたが、倉庫へは行かれていますでしょうか。

我々も組合の方で独自にパトロールに行くんですが、それは違法な就労を摘発することではなくて、港湾労働者の職域を守ることが目的で回らせてもらっているんですが、かなり違法な就労もみられる状況でして、そのあたりどうなっているのかお聞きしたいん

ですが。

（ 吉田課長 ）

ここで大阪港所から、パトロールの実施状況について少し説明させていただきます。

今年度の状況ですが、ヘルメットの未着が4月1件、5月に1件ございました。4月の1件は船内大工作業員の1名で、手元に置きながらの作業。5月の一件はウインチマンに対してでした。いずれも些細な場面とは申せ、現場責任者に着用の指示をし、その場でヘルメットを装着させ確認を行いました。

7月にヘルメットの未着が1件、8月に1件ございました。7月の1件は日雇いでの船内大工作業員の1名でありました。雇用届にて確認できましたので、すぐに、代表取締役役へ注意指導いたしました。

8月の一件は、港湾労働者である船内大工作業員6名でした。すぐに現場責任者に着用の指示をし、その場でヘルメットを装着させワッペンの確認を行いました。

9月にワッペン未貼付が1件ありました。内容ですが、パトロール中にノーワッペンの船内大工を視認したため、すぐに荷役責任者を通じホーマンに連絡のうえ、本人確認をしたところ、雇用届の無い者とわかりました。関連事業所の労働者と一緒に作業についており、通常は正規の手順を踏んでいる日雇い労働者でありましたが、作業当日その日に、常用労働者である者が病休したため、急遽手配したものでありました。

これにつきましては、すぐに、当事者である事業所が失念していたことに気付き手順どおり手続きがされましたが、今回の反省と顛末書を求め、今後遅れることなく、より一層の法令遵守に務めるよう指導をいたしました。

これまで重大な違反事象は見られないものの、引き続きパトロール等を行い法令遵守に理解を求めて、業務を進めてまいります。

また、倉庫につきましては、今年度も調査を実施し、現在2か所指定を行う予定です。今後とも実地調査を進めてまいりたいと思います。以上です。

（ 佐藤委員 ）

倉庫のパトロールを実施されるということでよろしいでしょうか。

（ 佐伯所長 ）

関係機関等、みなさんのご理解ご協力をいただきながら、可能な限り前向きに取り組んでいきたいと思います。

（ 石田部会長 ）

よろしいでしょうか。それでは、続きまして、「大阪港における船舶積卸し実績等について」近畿運輸局海事振興部貨物・港運課の國府課長より説明していただきます。

( 國府課長 )

近畿運輸局貨物・港運課の國府でございます。

私の方からは大阪港における船舶積卸実績について説明をさせていただきます。

事前に用意していた資料とは別に、指定港湾の一覧および 5 大港別船舶積卸量の推移という図を資料として追加させていただきました。

まず、資料の一枚目、大阪港における港湾運送事業許可業者数の推移でございますが、各年 4 月 1 日現在の許可業者数を業種ごとに示しておりまして、平成 21 年のみ 12 月末での数値を載せてあります。

御覧のとおり許可業者数は減少を続けており、この表で比較可能な平成 10 年の業者数と比べますと、とくに港湾荷役事業の業者数が減っている状況にあります。

続きまして、2 枚目の資料、大阪港における船舶積卸し量の推移ですが、平成 10 年度から平成 20 年度までの表となっております、20 年度につきましては、80,938,415 トンと、対前年度 8.9%の減となっております。

ここで追加資料の 5 大港別船舶積卸量の推移と書かれたグラフを見ていただきますと、平成 19 年度までのグラフになっておりますが、平成 19 年度の実績を平成 10 年度の実績と比較してみますと、東京港で 60.7%の増、横浜港で 33%増、名古屋港 63.6%増、大阪港 45.9%増、神戸港 18.9%増、関門港 18.6%増と、各港とも積卸量は増加しているわけですが、特に名古屋港の実績の伸び率が大きく、大阪港と神戸港の実績を合わせたくらいの取扱量にまで伸びてきております。

最後に資料の 3 枚目、大阪港における船舶積卸量における上位 5 品目についての推移でございますが、平成 20 年度の積卸量上位 5 品目の合計については、前年比 91.0%となっております、特に自動車につきましては、前年比 74.0%と、大きく割りこんでいるといった状況でございます。

私からの説明は以上でございます。

( 石田部会長 )

ありがとうございました。

続きまして、「スーパー中枢港湾・夢洲コンテナターミナルについて」大阪市港湾局スーパー中枢港湾担当課の角谷課長より説明していただきます。

( 角谷課長 )

大阪市港湾局の角谷でございます。

私からは、今年 10 月全面的に供用が開始されました夢洲コンテナターミナルについて説明させていただきます。

その前に資料の 1 ページ目、大阪港の取扱貨物量をご覧くださいますが、全体の取扱量が 92,976 千トンとなっております、そのうち内貿貨物が 56,952 千トンで全体の 61%、

外貿貨物が 36,008 千トンで全体の 39%という割合になっておりまして、内貿貨物の内フェリーが 64%、外貿貨物の 83%がコンテナ貨物という状況になっております。

次のページは大阪港に入港する国際コンテナ航路についてですが、中国、東南アジアを中心に発達しておりまして、重複するものを除いて月間 302 便が就航している状況です。

また高付加価値型のコンテナサービスといたしまして、国際フェリー航路が釜山航路で週に 3 便、上海航路で週に 2 便就航するとともに、港に到着後即日引渡しをするホットデリバリーサービスも中国航路を中心に月 52 便ございます。

続きまして、夢洲コンテナターミナルについてご説明させていただきます。

私どもは DICT(ディクト)と呼んでおりますが、これは夢洲コンテナターミナルの頭文字をとった略語になっておりまして、16 年 7 月に株式会社として設立されました。出資企業は資料にあるとおりでございまして、現在は辰巳商会の高森会長が、DICT の代表取締役を務めていらっしゃいます。

次のページでございしますが、夢洲コンテナターミナルの全景が映っております。今回 C12 バースの供用が開始され、コンテナターミナルの一体運営が開始されましたが、事業スキームにつきましても、これまでの方式と違い、ふ頭用地を港湾管理者である大阪市が、岸壁及び泊地を国が管理し、上物を DICT が運営するという方式をとっております。

次に夢洲コンテナターミナルのレイアウト図を示してありますが、まずガントリークレーンが 6 基ございまして、あとコンテナエリアには、トランスファークレーン、リーファー施設がございまして、あと、作業員の休憩所も設けてあります。

次のページは DICT のターミナル運営を図で示したものでございしますが、まず施設及び管理システムについては参画企業 7 社が共同で運営しておりまして、また、参画企業 7 社からの DICT 専業作業員が共同で荷役作業を行います。

資料の図は DICT と他の組織との関係性をイメージで表したのですが、まず船社に対しては、岸壁の提供及び荷役作業の提供を行っております。そして海貨事業者とは Web を活用したコンテナ搬出入情報の相互提供及び搬出入にかかる手続き等を行います。また、陸運事業者に対して、コンテナ搬出入情報の提供、搬出入処理業務を行います。さらに、保税管理、NACCS 処理等、通関に係る業務も行っております。

次のページは、DICT によるコンテナターミナルの運営がマンガによって表されておりますが、これまでのコンテナターミナルの運営といいますと、港運事業者がそれぞれターミナルをお借りになって、そのエリアの中で作業をされているということで、コンテナの蔵置が非効率になっていたり、船が入らないときはガントリークレーンが空いた状況になっているとか、契約のある岸壁にしか着岸できないということで、船が 2 隻来たら、1 隻は待ちの状態になるということがあるわけでございます。

そうしますと、3 バースあっても、合計で年間 60 万から 80 万 TEU のコンテナしか扱えないということになります。

それを DICT が一体運営を行うということになりますと、長い岸壁の中で、どこにでも着

岸できるということで、船待ちがないとか、ガントリークレーン等も全体で使うということになりますから、効率的になりますし、さらに搬出入処理の情報化、一元化と荷役作業の共同化でより効率的なコンテナ貨物の取り扱いが可能になるということで、年間 100 万 TEU を超える取扱いが可能になると考えております。

次のページは、供用式典の様子でございます。

夢洲コンテナターミナルの供用は 10 月 1 日から始まっておりましたが、それが少し落ち着いた 12 月 16 日に開催されました。式典には市長の平松も出席させていただきました。

次のページでございますが、夢洲コンテナターミナルにおける航路サービスの状況でございます。

ご覧のとおり、既存のコンテナターミナル、フェリーターミナルから、夢洲コンテナターミナルへ順次シフトしていているという状況でございます。

次のページは、国際コンテナ戦略港湾阪神港の指定に向けた取組でございますが、昨年 12 月に国土交通省においてスーパー中枢港湾政策の総括を行い、今後より国際競争力を強化していくための選択と集中を行うことを目的に、第 1 回の国際コンテナ戦略港湾検討委員会が開かれました。

阪神港としてこの国際コンテナ戦略港湾に名乗りを上げようということでございまして、今後公募が行われ、夏ごろに決定されるという予定でございます。

まず阪神港の現状でございますが、阪神港はわが国と欧米を結ぶ基幹航路をはじめ、アジア、豪州とを結ぶ頻度の高い航路によって、年間約 400 万 TEU もの外貨コンテナ貨物を取扱っております。

さらに、これまでご説明させていただいたとおり、今年 10 月から、メガオペレーターである DICT が夢洲コンテナターミナル C10 から C12 の一体運営を開始し、コンテナ物流拠点としての機能強化を図っております。

神戸港につきましても、ポートアイランド第 2 期 PC18 東岸壁が 21 年度内に供用され、さらに平成 22 年度末には PC14 から 17 の岸壁の増進、また耐震化され、港湾機能の強化が図られることとなっております。

また、阪神港の果たす役割といたしまして、大阪湾沿岸部において、パネル・ベイ、グリーン・ベイを形成するディスプレイパネル、太陽光発電パネル、リチウム電池などといった次世代先端産業の成長戦略を物流面で支えるということがございます。

そして、阪神港は、西日本各地と結ぶ内航フィーダー航路、フェリー航路の起点でありまして、西日本の物流網の外航航路の結節点として、今後より一層産業活動や国民生活に貢献するということでございます。

そこで今後の阪神港の機能向上、国際競争力強化に寄与する施策の実施でございますが、基幹航路の維持拡大、RORO 船等の内航フィーダー、フェリー網の強化、臨海部におけるさらなる産業立地の促進を重点的に進めてまいりたいと考えております。

最後のページになりますが、これまでのスーパー中枢港湾に関する経過でございます。

平成 14 年 5 月に交通政策審議会において初めてスーパー中枢港湾構想が提示され、16 年 3 月に、阪神港としてスーパー中枢港湾育成プログラムを提出いたしました。そして、同年 7 月に、これまでご説明させていただきました夢洲コンテナターミナル株式会社が設立されております。

その後、17 年 11 月に DICT が特定国際コンテナ埠頭の運営事業者認定され、また、C10 から C12 を効率的な運営を特に促進する区域として位置付ける大阪港港湾計画の一部変更について、国土交通大臣の承認を受けております。

そしてこれは、近畿運輸局さんのお話になりますが、19 年 1 月には大阪港、神戸港、尼崎西宮芦屋港の諸港の一開港化ということで、2 港寄りによるとん税、特別とん税の低減が図られております。

また、最近の出来事で申しますと、今年 8 月に咲洲と夢洲を結ぶ夢咲トンネルの供用を開始いたしまして、10 月から C10 から C12、つまり夢洲コンテナターミナルの一体的運営が開始されたということでございます。

夢洲コンテナターミナルについて、私の方からは以上でございます。

( 石田部会長 )

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、ご質問などございましたら、お願いします。

( 佐野委員 )

運輸局さんの資料の、船舶積卸し量の上位 5 品目についてですが、ここに自動車とありますが、これは部品も含めてですか、それとも完成品のみの数字ですか。

( 國府課長 )

すみません、いま手元に関係する資料がありませんので、持ち帰りまして後ほどご回答させていただきますと思います。

( 栗田委員 )

重要港湾の絞り込みについて、大阪港としての取り組みがどうなっているのでしょうか。

( 角谷委員 )

大阪港の取扱量だけでは名古屋港に及ばないので、神戸港も含めた阪神港として進めていくことになると思います。

( 三宅委員 )

重要港湾の絞り込みと言っているが、肝心なのは船社をどう呼び込むかを考えないとい

けないのではないか。絵に描いた餅にならないようお願いしたい。

（ 石田部会長 ）

その他、ご意見、ご質問、要望等ございませんでしょうか。

ご質問等ないようですので、次回の港湾労働部会の開催日時でございますが、港湾の情勢や本日のご意見等を踏まえ、後日、事務局からお知らせするという事でよろしいでしょうか。

特にご異議もないようでございますので、事務局の方は、よろしくお願いします。

以上をもちまして、第 9 回大阪地方労働審議会港湾労働部会の議事をすべて終了いたしましたので、進行を事務局にお返しします。ありがとうございました。

（ 長谷川補佐 ）

各委員の皆様、ありがとうございました。ただ今、部会長からございましたように、次回の港湾労働部会の開催日時につきましては、労働局の方から各委員の皆様にお伝えしたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、以上をもちまして、第 9 回大阪地方労働審議会港湾労働部会を閉会させていただきます。

本日は、長時間ありがとうございました。